

くるにゃん通信



No.14 (2023 年 10 月 8 日)

編集・発行

愛媛県介護支援専門員協会

今回のくるにゃん通信は人生会議(ACP)を取り上げてみました。
人生会議(ACP)とはなにか？を知って、私たちの日々の支援に取り
入れてみませんか？



「人生会議:ACP(Advance Care Planning)」してみ

ませんか？

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために
ACP 人生会議

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～
11月30日 (日)は「ACPの日」は人生会議の日

誰でも、いつでも、
命に関わる大きな病氣やケガをする
可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、
約70%の方が、
医療やケアなどを自分で決めたり
望みを人に伝えたりすることが、
できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために
大切にしていることや望んでいること、
どこでどのような医療やケアを望むかを
自分自身で前もって考え、
周囲の信頼する人たちと話し合い、
共有することが重要です。

話し合いの進めかた (例)

あなたが
大切にしていることは
何ですか？

あなたが
信頼できる人は
誰ですか？

信頼できる人や
医療・ケアチームと
話し合いましたか？

話し合いの結果を
大切な人たちに伝えて
共有しましたか？

心身の状態に応じて意思は変化することがあるため
何度でも繰り返し考え、話し合いたいです。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、
前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を
「人生会議 (ACP: アドバンス・ケア・プランニング)」
と呼びます。
あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや
家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な
行いによって考え、進めるものです。
知りたくない、考えたくない方への
十分な配慮が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02793.html

もしもの時のために、自分が望む医療やケ
アについて、前もって考え、繰り返し、話し合い、
共有することを「人生会議(ACP)」と言います。

私達、ケアマネジャーは40歳以上の若年の
障がいを持った方から高齢者までの支援をし
ています。その中で「死」は避けて通ることの
できない大きな出来事です。人生会議を進めて
いくことは延命をどうするかのみでなく、その方
の「生」にかかわることです。

こちらのパンフレットにあるように「命の危機
が迫った状態になると約70%の方が医療やケ
アなど自分で決めたり、望みを伝えたりするこ
とができなくなります。」

緊急搬送時など担当者がライフステージの
変わり目になる際に、私たちケアマネジャーは
利用者がどんな考えを持ち、どんなケアや支
援を受けたいか、知っていますか？

人生会議(ACP)ってむずかしそうだにゃ～。
どう進めたらいいのかにゃ～？



「人生会議(ACP)」を始めるきっかけ



家族等や医療・介護従事者と医療・ケアについて話し合うきっかけとなるのは「家族等や自分の病気」と言われていますが、ケアマネジャーが「人生会議」について話すきっかけとして、要支援・要介護認定を受けた時かもしれません。

利用者の希望するケア、誰にケアを受けたいのか、ケアを希望する場所、望まないこと、価値観、趣味、嗜好など、日々の些細なことを話し合い、共有し、その人らしい人生を過ごせるように実現することが「人生会議(ACP)」です。QOL の向上にも役立ちます。また、気持ちは日々変わっていくので何度も話し合っていく必要があります。

「人生会議(ACP)」はケアマネジャー1 人をするのではなく、関わっている家族・大切な人、医師等の医療関係者、サービス事業所の方などとチームで作り上げ、共有するものです。

「人生会議(ACP)」を学ぼう！！

- ① 厚生労働省のホームページには啓発動画や進め方、実際に項目に答えていくことで自分の「人生会議」を行うことのできるサイトもあります。ぜひご覧ください。

② 研修

愛媛県介護支援専門員協会では、ACP の研修を令和 5 年 6 月 4 日に行いました。他の研修をご紹介します。



日本アドバンス・ケア・プランニング研究会

令和 5 年度研修会[オンデマンド+オンライン] 医療介護従事者であれば どなたでも参加可能です。

アドバンス・ケア・プランニング(ACP) 基本・実践を学び、組織・地域で展開しよう！

●オンデマンド(配信期間) 令和 5 年 10 月 16 日(月)～11 月 30 日(木)

講 義 日本アドバンス・ケア・プランニング研究会の取組と ACP の基本

日本アドバンス・ケア・プランニング研究会 理事 西川 満則 先生 (社会福祉法人愛光園老人保健施設相生 施設長 医師)

●オンライン 令和 5 年 11 月 11 日(土)13:00～16:00 Zoom でのオンライン開催

講 義 相談支援の基本 With 医療福祉実践研究所 緩和ケア部 田村 里子 先生

実践報告 ① 静明館診療所(北海道) 医療ソーシャルワーカー 田上 幸輔 氏(地域連携課長) ② 春日井市民病院(愛知県) 看護師 森本 優子 氏(看護部副局長)

グループワーク(Zoom) ファシリテーター (公社)日本医療ソーシャルワーカー協会

申込期間 6 月 27 日(火)～9 月 29 日(金) 研究会ホームページからお申し込みください。

<http://jacra.umin.jp/index.html>

③ もしバナゲーム

「もしバナゲーム」は、大切な誰かがそんな「もしものための話し合い(＝もしバナ)」をする、そのきっかけを作るためのゲームです。

ゲームを通じて、人生において大切な「価値観」や、自分自身の「あり方」について様々な気づきを得ることができます。

まずは自分の大切なご家族やパートナーから始めて、利用者の方やそのご家族につながれたら、いいですね。重い雰囲気になりがちな「人生会議」をカジュアルに行うことができます。



まずは、介護支援専門員の自分達の
「人生会議(ACP)」からやってみよう！！



ケアマネジャーとマイナンバーカード



現在、健康保険証とマイナンバーカードが一本化される方向で制度が進められています。マイナンバーカードを活用することで利便性が高まる一方で、一体化したはずの情報に誤った情報が登録されているケースが報道されるなど、「大丈夫？」と不安にさせられる側面もあるように思います。さて、このマイナンバーカードと保険証の一本化を円滑に進めるために、要介護状態の高齢者など、市町村の役所まで自分で申請に行くのが難しい方々への支援策として、**代理人**（ケアマネジャーや施設長など）を通じたマイナンバーカードの交付を幅広く活用できるように要件を緩和する案が出されています。



え〜っ、
ちょっと、まって！

ケアマネジメント業務で手一杯と感じるケアマネジャーが多いと思われますが、利用者さんのマイナンバーカードの交付支援、保険証として利用するための登録手続き支援など、もしもケアマネジャーの業務として行う必要が生じたらどうなるのか、どう動くのか…。戸惑いが隠せませんね。

資格確認証の運用見直し中

マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」を持たない人が、保険証の代わりに使える「資格確認証」の運用が見直されています。



見直された内容は

申請が必要

→

申請不要

有効期間は1年限度

→

最大5年に延長し各保険者で更新時期を判断

上記の方向へ現在見直されています。今後、制度がどのように進んでいくのか、注意深く見守る必要があります。

介護保険の申請等におけるマイナンバー(個人番号)の取扱いについて

マイナンバーの導入に伴い、介護保険申請書等にマイナンバーを記載することは、法令に基づく義務となりましたが、ケアマネジャーが代行申請を行う場合に委任状が必要であったり、マイナンバーカード(又は通知カード)のコピーが必要であったり、事務の手間が大きくなっている現状です。そのため、マイナンバーが記載されていなくても申請を受け付ける市町村も多く存在する現状です。

「あなたの街はどうですか?」というテーマで質問させていただきました。



主任ケアマネジャー更新研修で同グループだった仲間との LINE トークです!

(担当講師の名前をそのままグループ名にしています 🎵 その名も「チーム〇〇」)

質問者(A市) : 皆さんの市では介護保険関係の申請書類(新規や更新、福祉用具の購入や住宅改修)にマイナンバーの記入が必要でしょうか?教えてください!
ちなみにA市では記入の必要はありません。



Bさん(B市) : B市もほぼすべての書類で記入不要です。



質問者A : B市も不要なんですね。管理しやすいですね。

Cさん(C市) : C市はマイナンバーの記入とコピーの提出が必須です。医療保険証のコピーとマイナンバーカードのコピーとは本当に大変です。利用者さんはものを無くしたり、何所にしまったのか忘れてしまう人が多いので、困っています。住所変更した方が、きちんとカードや保険証の住所変更をしていなかったら、そちらの手続きをしないと介護認定の更新申請が進められないので、もう大変です!



Bさん : わー、大変ですね。

申請用紙の医療保険情報についても、B市は記入なしで受け付けてくれますよ。
コピーって、マイナンバーカードや医療保険証をコピーするのですか?

Cさん : 医療保険証は、後期高齢者は番号記入のみですが、若い方はコピー必須です。
マイナンバーは通知カードかマイナンバーカードの表裏両方とも必要です。

Dさん(D市) : D市はマイナンバーの記入欄はありますが、記入しなくていいです。医療保険情

報の記入は必須です。介護保険申請時は、運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きの証書なら1点でいいですが、それ以外なら2点の提示が必要です。なかなか手間がかかりますよ。福祉用具や住宅改修の申請は特に必要ないです。

Bさん：B市も2号被保険者のみ医療保険証のコピーは必要です。

わー、D市も大変だね。市によっていろいろと違いがあるのですね。



Cさん：C市は住宅改修や福祉用具購入時もマイナンバーカードのコピーが必要です。

Dさん：C市は大変ですね・・・。



介護保険の運営主体は、保険者である市町村ですので、各市町村によってマイナンバーの取り扱いに差がある現状のようです。原則的には、マイナンバー記載は義務付けられたものですが、柔軟に対応している様子が伺えました。各市町村の柔軟性には差がありますが、いかなる場合でも個人情報は慎重に扱わなければならないことを肝に命じ、利用者さんの不利益が生じることのないようにしていきましょう。



それは、私たちが行っていること？



ケアマネジャーは利用者さんの資産に関わること(通帳の預かりや預金の管理等)や、入院時の保証人になることなどは基本的に行えないことになっていますが、**マイナンバーに関することは個人の重要な情報に関連することであるため、基本的には家族の支援が不可欠ではないか**と思われる。しかし、独居で身寄りがない方や、身寄りがいても支援の協力が得られない方もいらっしゃることでしょ。日頃から「これってケアマネジャーがしていることなの？」と疑問に感じながらもやむを得ずに支援することはあるかもしれません。マイナンバーカードについての動向を注視するとともに、自分たちの職種の専門性や行っている業務の範囲は常に気に留め、やむをえない場合であっても、組織として対応したり、地域包括支援センターや行政に相談しながら行動する必要があるといえますね。



ちよっとひと息～お祭り編～



10月に入ると愛媛県下各地で秋まつりが開催されます。(写真は西条祭り)
道後秋祭り・北条秋祭り・菊間のお供馬の走り込み・東温市の秋祭り・新居浜太鼓台祭り・土居・川之江秋祭り・大洲秋祭り・宇和島秋祭り と県内各地で農作物の収穫を神様に感謝するために行われます。神社では新穀でつくった神饌(しんせん)や神酒で神様をもてなし、直会(なおらい／神職や氏子らが神饌をおろして共同飲食をすること)が行われます。
2023年秋、各地で祭りでは豊作を祝って数多くのお祭りが開催されます。愛媛の歴史を感じさせる伝統的なお祭りへ足を運び、踊りに参加したり、練り歩きや食べ歩きを楽しんでみませんか？

発行元
一般社団法人
愛媛県介護支援専門員協会
〒791-0244
愛媛県松山市水堀町90-1
愛媛県介護支援専門員協会事務局
Mail
ecma20150418@gmail.com



編集後記 今回は人生会議「ACP」がテーマです。利用者の中には、歩行器で歩いておられた方が徐々に寝たきりになり、胃ろうや治療の選択が必要な時期を迎える方がいます。その時にご家族から「母(父)は元気な頃、どんなことを話していましたか。」と聴かれたことが何度かあります。少しでも本人の意思に添った判断ができるように、過去を手繰りながら考えをまとめておられる姿があります。その様子と利用者の姿が重ったり、知らなかった面が見えてくることもあります。ご家族が少しでも心が軽くなるように一生懸命言葉を選びながら ACP の重要性を意識する瞬間でもあります。マイナンバーの取り扱いについては、正しい知識を持ち、適切に運用するためのルールが共有されることが必要です。「当たり前」を時々、疑いながら、どうしたら業務の負担を減らし利用者の利益を損なわない形で求められることに対応できるか、みんなで話し合える環境を作っていけたらいいと思います。愛媛県協会の会員の交流が一助になることを願っています。(岸)